



ぐっとずっと。タイムサービス規約

Energia

2026年10月1日実施
中国電力株式会社

1 適用条件

このぐっとずっと。タイムサービス規約（以下「このサービス規約」といいます。）は、お客さまが次のいずれにも該当し、当社との協議が調った場合に適用いたします。

- (1) ぐっとずっと。プラン スマートコース、ぐっとずっと。プラン シンプルコース、ぐっとずっと。プラン ナイトホリデーコース、ぐっとずっと。プラン 電化 Style コース、ぐっとずっと。プラン ひる eco 電化コース、〔ビジネス〕スマートBコース、〔ビジネス〕動力コースまたはぐっとずっと。プラン シンプルコース〔東京電力エリア〕のうち割引対象とする契約種別で電気の供給を受けていること。
- (2) 当社が提供する会員制WEBサービス「ぐっとずっと。クラブ」（以下「会員制WEBサービス」といいます。）の会員であること。

なお、このサービス規約の適用を希望される場合は、申込期間において、会員制WEBサービスを通じて当社に申込みをしていただきます。

2 適用期間

このサービス規約の適用期間は、お客さまの申込みを当社が承諾したときから割引の精算が完了した日までといたします。ただし、割引の精算が完了する以前に、次のいずれかに該当する場合には、当該事象が生じた日にこのサービス規約の適用を終了いたします。

- (1) お客さまが需給契約の廃止を当社に通知された場合
- (2) 需給契約が消滅した場合
- (3) お客さまが割引対象以外の契約種別に変更された場合
- (4) お客さまが会員制WEBサービスを退会された場合

3 適用期間中のサービス規約の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、適用期間中であっても、このサービス規約を変更することがあります。この場合、適用期間終了前であっても、変更後のぐっとずっと。タイムサービス規約によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、このサービス規約を変更いたします。この場合、適用期間終了前であっても、変更後のぐっとずっと。タイムサービス規約によります。
- (3) 当社は、適用期間中にこのサービス規約を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、適用開始日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

4 適用期間中のサービスの中止

当社は、割引期間において非常変災や電力需給の逼迫が懸念される等やむをえない場合には、適用期間中であっても、タイムサービス割引額の精算を中止するとともにこのサービス規約の適用を終了することがあります。

なお、この場合には、その前日までに電磁的方法等により、お客さまにお知らせいたします。

5 割引期間、割引単価および申込期間

割引期間、割引単価および申込期間については、割引対象とする契約種別ごとに、別に定めます。

なお、適用期間中に変更する場合は、3（適用期間中のサービス規約の変更）に準ずるものといたします。

6 割引対象電力量

割引対象契約において、割引期間に使用された電力量とし、30 分ごとの電力量の単位は、最小位までといたします。

なお、記録型計量器以外の計量器を設置している場合は、原則として、割引期間の属する計量期間等における使用電力量を 30 分ごとに均等に配分してえた値を基に割引対象電力量を算出いたします。

7 料 金

割引額の精算を行なう月の料金は、次の算式により算定された金額から（1）のタイムサービス割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

料金表および電気サービス約款に よって料金として算定された金額	－	再生可能エネルギー発電促進 賦課金として算定された金額
------------------------------------	---	--------------------------------

（1） タイムサービス割引額

タイムサービス割引額は、原則として、1 月につき 30 分ごとの割引対象電力量に割引単価を乗じて算定した金額を合計したものといたします。

なお、タイムサービス割引額は、精算を行なう月の料金を上回らないものといたします。

（2） タイムサービス割引額の精算

原則として、割引期間の属する計量期間等の次回の計量期間等の料金において精

算いたします。ただし、割引期間の直後の検針日の次回の検針日以前に、このサービス規約の適用を終了した場合、原則として、タイムサービス割引額の精算はいたしません。

8 そ の 他

このサービス規約に定めのない事項については、電気サービス約款、電気サービス約款〔中国電力エリア以外〕または料金表の定めるところによるものといたします。